

令和5年5月2日

保護者の皆様

奥州市立前沢中学校
校長 千葉 賢一

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の感染症対策について（お知らせとお願い）

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素より本校の教育に対しまして、温かいご理解とご支援をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が5月8日から「第5類」に移行することにともない、これまでの感染症対策が見直されることとなります。

つきましては、本校におきましても、厚生労働省の示した方針に基づき、これまでの感染症対策を下記のとおりといたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 基本的な考え方

- (1) 個人の感染対策の意識を尊重する。
- (2) 学校の感染状況により、感染防止取組の内容を変更する場合ある。

2. 学校生活について

- (1) マスク着用は個人の判断に委ねるが、学校の感染状況等を踏まえ、マスク着用を推奨する場合がある。なお、スクールバス利用者は乗車中のマスク着用を推奨する。
- (2) 手洗い等の手指衛生や換気は感染対策としては有効とされているので、継続して取り組む。
- (3) 学校の感染状況等を踏まえ、生徒同士の距離の確保等を行う。

3. 家庭生活について

- (1) 検温表の提出は求めないが、学校の感染状況によっては、提出を求める場合がある。
- (2) 家族等に罹患者がいたとしても、濃厚接触者に特定しない。（出席停止にはならない）
- (3) 発症した場合は「発症から5日間が経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」（文部科学省）を出席停止期間とする。出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨する。

4. その他

不明な点は下記担当まで問い合わせ下さい。

【担当】	前沢中学校
副校長	青木 啓
電話	56-3005
FAX	56-3003